

県有財産売扱入札（一般競争入札）案内

岩 手 県

入札案内

目 次

1	入札のあらまし	1
2	県有財産売扱入札心得書	3
3	素材明細表・物件所在位置図（別紙1-1～別紙1-3-2）	7
4	素材売買契約書（別紙2）	10
5	入札に必要な書類等		
(1)	一般競争入札参加申込書（別紙3）	13
(2)	住民票の写し（法人の場合は法人登記簿謄本、外国人の場合は外国人登録済証明書）		
(3)	印鑑登録証明書（入札者印）		
(4)	誓約書（別紙4）	14
(5)	入札書（別紙5）	15
(6)	委任状（別紙6）	16
	（代理人に入札を行わせる場合に必要となります。）		
(7)	保証金充当申出書（別紙7）	17
(8)	保証金還付請求書（別紙8）	18

入札のあらまし

1 売扱物件（素材）

所在地	種別	樹種	材長 (m)	径級 (cm)	総材積 (m ³)	本数 (本)
胆沢郡金ヶ崎町西根後千貫石 15 番 1 (岩手県千貫石森林公園地内)	素材	スギ	4.00	18~44	301.702 m ³	1,199 本
	計				301.702 m ³	1,199 本

※上記材積は、全数検知結果から算出した数量であること。

2 現地説明

(1) 現地説明の日時等

日時	集合場所
入札希望者の要望に応じて実施	胆沢郡金ヶ崎町西根後千貫石 15 番 1 千貫石森林公園内 ロータリー（駐車場）

現地説明を希望される方は、説明希望日の前日までに県南広域振興局林務部森林保全課（電話 0197-48-2426）までご連絡ください。

3 入札参加申込

(1) 参加申込期限

令和8年2月5日（木）午後5時00分までに、必要書類を添付した一般競争入札参加申込書を県南広域振興局林務部森林保全課あて提出して下さい。

なお、郵送の場合は、郵便書留によることとし、令和8年2月5日（木）必着とします。

(2) 必要書類

○一般競争入札参加申込書

○住民票の写し（法人の場合は法人登記簿謄本、外国人の場合は外国人登録済証明書）

○印鑑登録証明書

○誓約書

※ 住民票の写し及び印鑑登録証明書については、発行後3ヶ月以内のものを提出してください。

※ 共同で入札する（共有名義での所有を希望する）場合は、全員の住民票の写し等が必要となります。

4 入札の日時及び場所

- (1) 入札の日時 令和8年2月13日（金）午前10時00分
(2) 入札の場所 奥州地区合同庁舎1階第1会議室B
(3) その他 郵便による入札は認めません。

5 その他

(1) 入札参加に当たっては、物件を十分に確認したうえでご参加願います。

なお、現地説明を希望される場合は、前日までに県南広域振興局林務部森林保全課（電話 0197-48-2426）までご連絡ください。

(2) 入札執行前に、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の入札保証金を納付していただきます。

なお、入札の結果、落札されなかった方には、入札保証金を還付いたしますが、その際、印

鑑（印鑑登録印（代理の場合は委任状に使用している印鑑））が必要となります。

6 連絡先又はお問い合わせ先

担当	住所	連絡先
県南広域振興局林務部森林保全課	〒023-0053 奥州市水沢大手町 1-2	TEL 0197-48-2426 FAX 0197-22-6194

県有財産売扱入札心得書

(入札物件)

第1 売扱い入札する県有財産（以下「本物件」という。）は、次のとおりです。

所在地	種別	樹種	材長 (m)	径級 (cm)	総材積 (m ³)	本数 (本)
胆沢郡金ヶ崎町西根後千貫石 15 番 1 (岩手県千貫石森林公園地内)	素材	スギ	4.00	18~44	301.702 m ³	1,199 本
	計				301.702 m ³	1,199 本

※上記数量は、全数検知による調査結果であること。

2 素材明細表、物件所在位置図は別紙1-1～別紙1-3のとおり。

(留意事項)

第2 入札参加希望者は、現地を調査し県有財産の数量及び別紙「素材の搬出にあたっての留意事項」等を確認して、本入札心得書及び素材売買契約書（別紙2）の各条項を承知の上、入札してください。

(申込期日)

第3 本物件の入札に参加を希望する者は、令和8年2月5日（木）午後5時00分までに、必要書類を添付した一般競争入札参加申込書（別紙3）を県南広域振興局林務部森林保全課に提出しなければ入札に参加することができません。

なお、誓約書（別紙4）を提出してください。

郵送の場合は、郵便書留によることとし令和8年2月5日（木）必着とします。

また、提出された一切の書類はいかなる理由があっても返還しません。

(入札)

第4 入札は、令和8年2月13日（金）午前10時00分から奥州地区合同庁舎において行います。

2 所定の入札書（別紙5）により入札して下さい。

3 郵便による入札は認めません。

(法令上の制限等)

第5 入札者は、入札参加するに当たり本物件の法令上の規制等を熟知の上、参加してください。

(遵守事項)

第6 入札者は、本入札心得書のほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければなりません。

(入札に参加することができない者)

第7 次に掲げる者は、入札に参加することができません。

(1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ない者

(2) 次の各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項（契約の履行の確保）の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
 - カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
- (4) 公有財産事務に従事する県の職員

(委 任)

第 8 入札申込者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状（別紙 6）を提出してください。

(入札保証金)

第 9 入札者は、入札日の入札執行前に各自が見積もる入札金額の 100 付分の 110 に相当する金額の 100 分の 3 以上の入札保証金を、原則として現金（現金に代えて有価証券で納付しようとすると場合は、入札日前に事前に担当課まで連絡してください。）で納付しなければなりません。

2 入札保証金は、その受入期間について利息を付けません。

3 入札保証金は、落札者を除くほか入札終了後に、これを還付します。
なお、還付の際に印鑑（印鑑登録印（代理の場合は委任状に使用している印鑑））が必要であることから持参してください。

4 落札者の入札保証金については、第 19 第 3 項の契約保証金の一部に充当することができます。
なお、この際、保証金充当申出書（別紙 7）を提出してください。
また、落札者の入札保証金を契約保証金に充当しない場合は、契約保証金の納付後において、保証金還付請求書（別紙 8）を提出し、入札保証金の還付を請求してください。

(入札書の書き方等)

第 10 入札書には入札者の住所・氏名を記入のうえ、押印するものとし、また金額は、アラビア数字（1, 2, 3, 0）の字体を使用し、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載してください。
なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を落札価格とします。

2 入札書は、県の担当者の指示に従って会場に設置された入札箱に入れてください。

(入札書の書き換え禁止等)

第 11 入札者は、提出した入札書の書換え、引き換え又は撤回をできません。

(開 札)

第 12 開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとで行います。

(入札の無効事由)

第13 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札、又はその権限を証する書面を提出せず、本県の確認を得ないで代理人がした入札
- (2) 予定価格に達しない金額での入札
- (3) 指定の日時までにしなかった入札
- (4) 入札保証金を納付していない者の入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (6) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (7) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (8) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が入札したときは、その全部の入札
- (9) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (10) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札の変更)

第14 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、入札執行担当職員は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取り止めることができます。

2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることができます。

(落札者の決定方法)

第15 落札者の決定は、次の方法により行います。

- (1) 予定価格以上の価格で入札した方のうち、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を落札価格とします。

- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした方が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。なお、入札者はこのくじ引きを辞退できません。

(再度入札)

第16 予定価格以上の価格の入札がない場合は、直ちに再度入札を行います。

2 再度入札の回数は、2回を限度とします。

3 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者又は不参加の申し出を行う者を除き、最初の入札における入札者のみとします。

(危険負担等)

第17 落札者は、入札関係書に記載した材積その他について実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができません。

(入札保証金の帰属)

第 18 落札者が契約を締結しないときは、当該物件につき入札保証金は本県に帰属することになります。

(契約の締結)

第 19 売買契約は、令和 8 年 3 月 13 日（金）までに、素材売買契約書により締結します。

2 契約の締結に当たっては、第 7 第 1 項に該当しない旨の市町村（本籍地）等が発行する身分証明書を提出しなければなりません。

3 落札者は、売買契約締結の際、契約保証金として売買代金の 100 分の 5 以上の金額を現金（現金に代えて有価証券で納付しようとする場合は、事前に県南広域振興局林務部森林保全課まで連絡してください。）で納付しなければなりません。

4 契約保証金は、その受入期間について利息を付けません。

5 契約保証金は、第 20 の売買代金の一部に充当することができます。

なお、この際、保証金充当申出書（別紙 7）を提出してください。

また、落札者の契約保証金を売買代金に充当しない場合は、売買代金の納付後において、保証金還付請求書（別紙 8）を提出し、契約保証金の還付を請求してください。

(売買代金の納付)

第 20 落札者は、本物件に係る契約締結後、県の発行する納入通知票により県の指定する期日までに所定の金額（契約保証金を売買代金の一部に充当する場合は、売買代金から契約保証金を除く金額）を納付しなければなりません。なお、当該金額の納付は一括払いとします。

(搬出期限)

第 21 搬出期限は、令和 8 年 5 月 31 日までとします。

(所有権の移転時期)

第 22 本物件の所有権は、売買代金を完納したときに移転するものとします。

(落札者の譲渡制限)

第 23 落札者は、本物件につき、所有権移転前に、権利義務を第三者に譲渡することができません。

(提出書類に使用する印鑑)

第 24 落札者が提出する書類には、一般競争入札参加申込書に添付する印鑑登録証明書により証明される印鑑を使用してください。

(契約内容の公表)

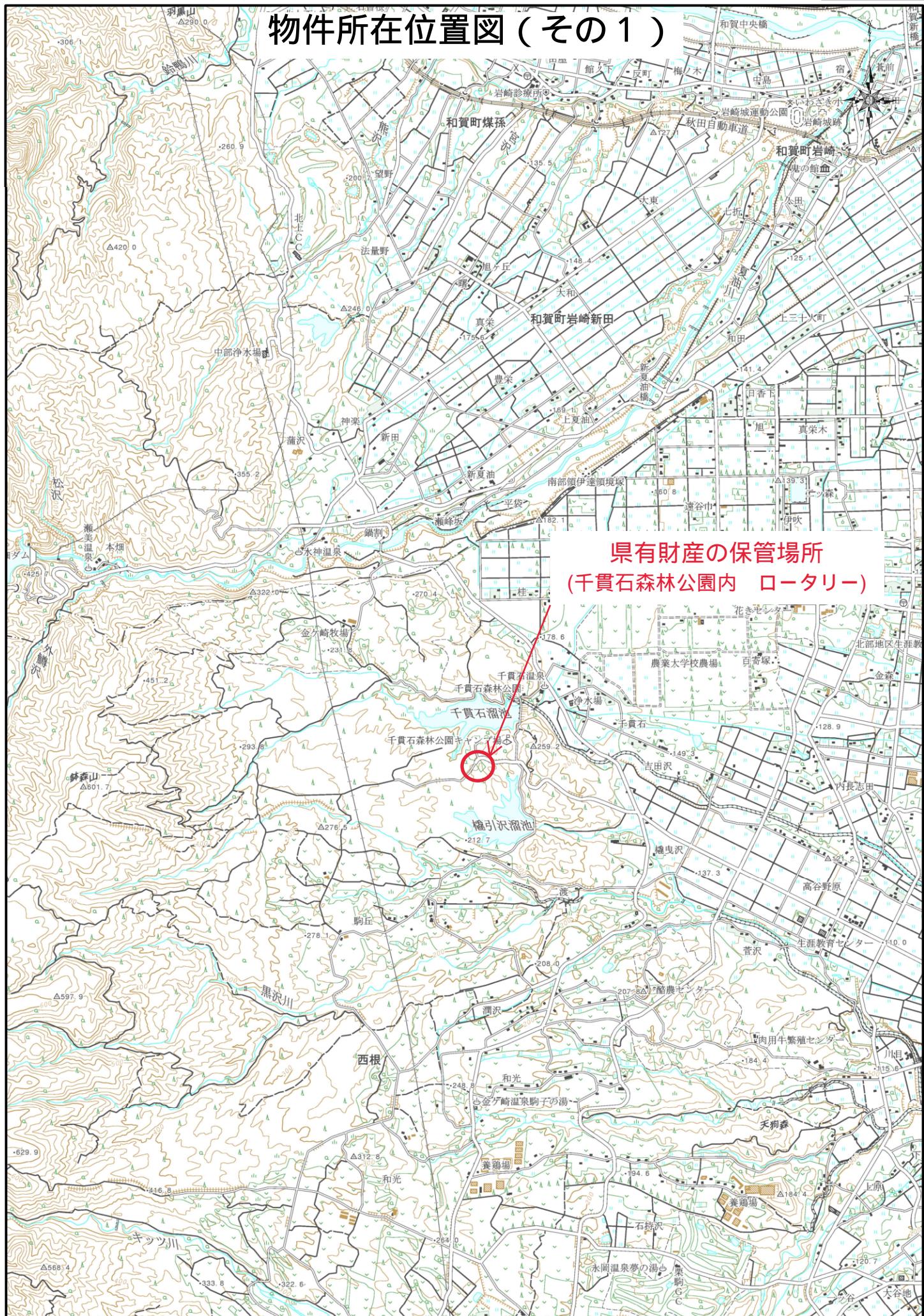
第 25 契約を締結したものについては、その契約内容（物件所在地、種別、数量、契約日、契約金額、買受人の氏名等）を公表する場合があります。ただし、契約金額及び買受人の氏名については、買受人の同意を得られた場合にのみ公表します。

素 材 明 細 表

樹種・材長 末口経 (cm)	スギ (4.00m)	
	本数 (本)	材積 (m ³)
18	147	19.110
20	208	33.280
22	176	34.144
24	184	42.320
26	133	35.910
28	117	36.738
30	88	31.680
32	59	24.190
34	45	20.790
36	26	13.468
38	7	4.046
40	6	3.840
42	2	1.412
44	1	0.774
合計	1,199	301.702

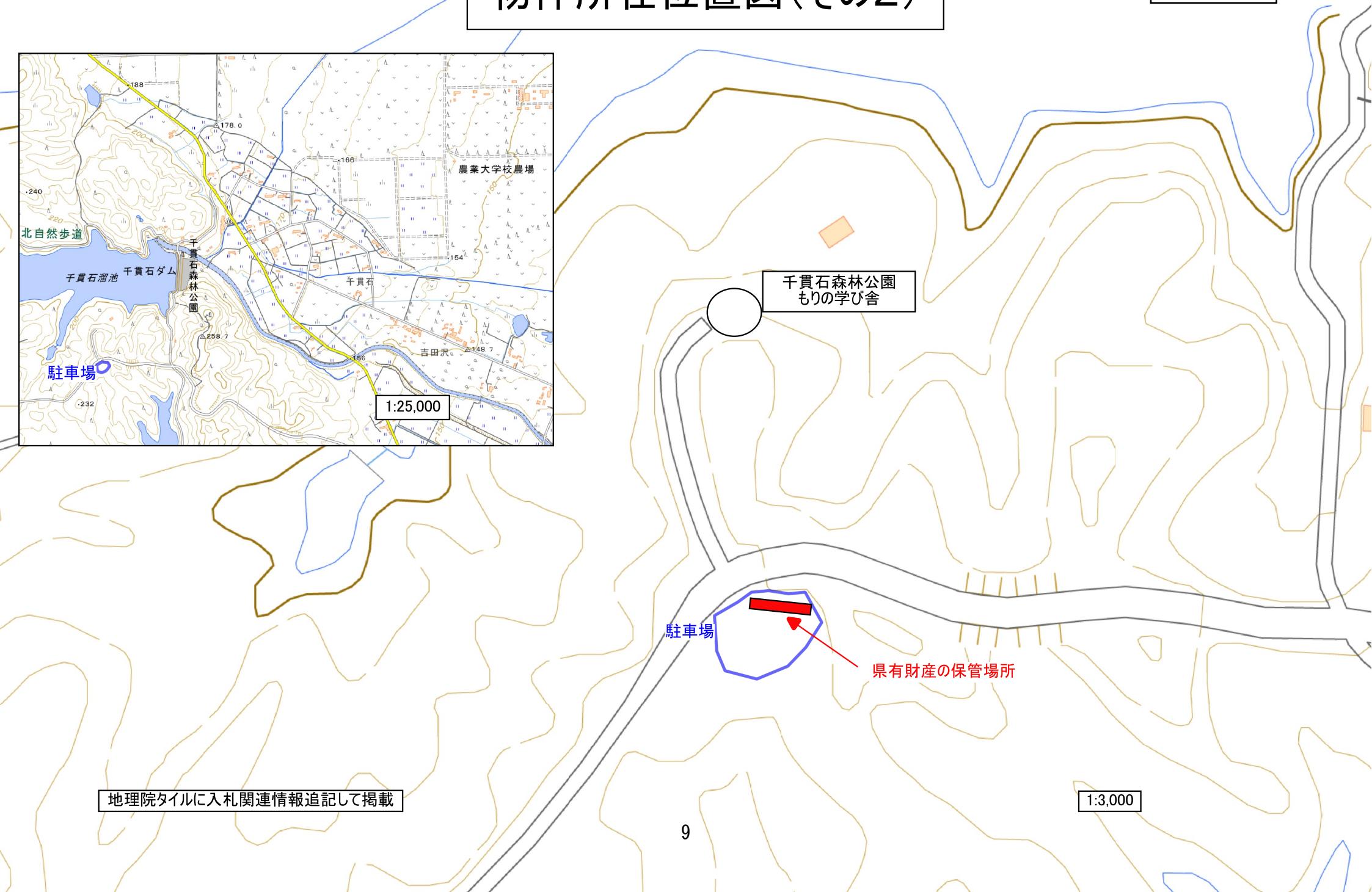
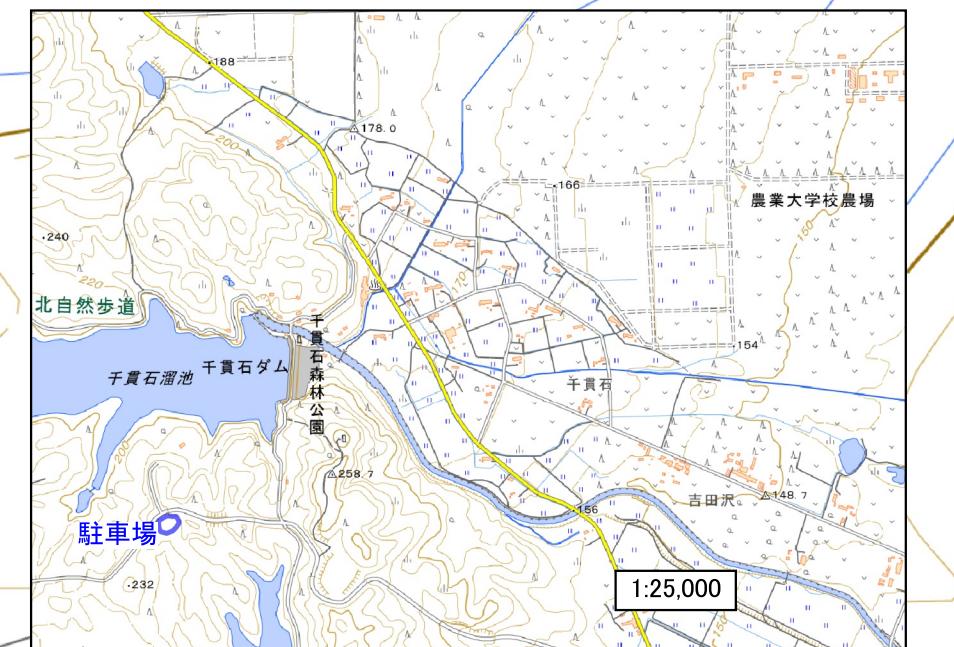
※材積は、末口経と材長の検知結果を基に算出した値です。

物件所在位置図(その1)



物件所在位置図(その2)

別紙1 - 3



素材売買契約書

売扱人岩手県（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、素材の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

第1 甲は、乙に対し、末尾に表示する物件（以下「契約物件」という。）を売り渡し、乙はこれを買い受けた。

第2 売買代金は、金円（うち消費税及び地方消費税相当額 金円）とする。

第3 乙は、本契約と同時に、契約保証金として金円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には利息を付さない。

3 第1項の契約保証金は、第2の売買代金の一部に充当することができる。

4 乙が、第4に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰属するものとする。

第4 乙は売買代金を、甲の発行する納入通知票の定めるところにより納付しなければならない。

2 甲は、乙が売買代金の全部又は一部を納期限までに納付しないときは、直ちにこの契約を解除し、又は納期限の翌日から売買代金完納の日までの日数に応じ、当該未納の額につき年2.5%の割合で計算した延滞金を納付させることができる。

第5 乙は、売買代金完納後でなければ、契約物件の引渡しを甲に申し出ることができない。

2 契約物件の所有権は、乙が売買代金及び延滞金の支払を完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

3 甲は、契約物件の所有権が移転した日から15日以内に甲乙両者の定める日に当該物件をその所在地において乙に引渡し、乙は、当該物件の受領書を甲に提出しなければならない。

第6 本契約締結の日から契約物件の引渡しの日までの間において、甲の責めに帰すことのできない理由により、契約物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は乙が負担する。

第7 乙は、契約物件の法令上の規制を熟知の上本契約を締結し、契約物件を使用する場合は、当該法令を遵守する。

第8 乙は、引渡し完了の日から令和8年5月31日までに物件の搬出を完了するものとする。

ただし、気象災害等の乙の責めに帰することができない理由により伐採搬出を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対してその理由を付し、完了期限の延長を求めることができるものとする。その延長日数は、甲乙協議して決めるものとする。

第9 乙が第8に規定する期限内に搬出しない契約物件は、乙が放棄したものとする。

第10 土地等の形状を変更しているときは、甲の指定する期日までに現状に回復しなければならない。ただし、甲が現状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のままとすること

ができる。

第 11 乙は、契約物件の搬出終了後 15 日以内に搬出完了届を甲に提出し、甲の行う跡地検査に立ち会うものとする。

第 12 乙は、契約締結後において、契約物件に数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

第 13 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、乙に損害があつても、甲は、その責めを負わないものとする。

- (1) 乙が、期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められる場合。
- (2) 乙から契約解除の申出があった場合。
- (3) 乙又はその代理人及び使用人が契約の履行について不正の行為をした場合。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時県有林産物の売買契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

- 2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属し、契約保証金を納付していないときは、乙は、売買代金の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。

第 14 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

第 15 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項は必要の都度、甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県

契約担当者 県南広域振興局長 菅原 健司 印

乙 (住所)

(氏名) 印

[物件の表示]

所在地	種別	樹種	材長 (m)	径級 (cm)	総材積 (m ³)	本数 (本)
胆沢郡金ヶ崎町西根後千貫石 15番 1 (岩手県千貫石森林公園地内)	素材	スギ	4.00	18~44	301.702 m ³	1,199 本
	計				301.702 m ³	1,199 本

詳細は素材明細表及び物件所在位置図のとおり

[別紙3]

一般競争入札参加申込書

令和8年2月13日に執行される下記の県有財産売払一般競争入札に参加いたしたく、県有財産売払入札心得書等を承知の上申し込みます。

令和 年 月 日

県南広域振興局長 菅原 健司 様

申込人住所
(所在地)
(電話番号)
氏 名
(法人名) 印
(代表者名) (印鑑登録印)

記

1 入札物件

所在地	種別	樹種	材長 (m)	径級 (cm)	総材積 (m ³)	本数 (本)
胆沢郡金ヶ崎町西根後千貫石 15 番 1 (岩手県千貫石森林公園地内)	素材	スギ	4.00	18~44	301.702 m ³	1,199 本
	計				301.702 m ³	1,199 本

2 添付書類

- (1) 住民票の写し (法人の場合は法人登記簿謄本、外国人の場合は外国人登録済証明書)
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 誓約書

各1通 (証明書は発行から3ヶ月以内のもの)

※ 共同で入札する場合は、連名で申し込むこと。

誓 約 書

私は、岩手県が令和8年2月13日に実施する県有財産売払一般競争入札の申し込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 県有財産売払入札心得書第7に記載する事項に該当しません。
- 2 入札に対し、県有財産売払入札心得書、入札物件の状況、素材売買契約書の内容、入札説明等すべて承知の上参加しますので、後日これらの事柄につき岩手県に対し一切異議、苦情等を申しません。

令和 年 月 日

契約担当者 県南広域振興局長 菅原 健司 様

申込人住所 (所在地) (電話番号)	氏 名 (法人名) (代表者名)	印 (印鑑登録印)
--------------------------	------------------------	--------------

入札書

- ・金額はアラビア数字とし訂正しないこと。
- ・印鑑は申込書と同じものを使用すること。
- ・頭に円を入れること。

金客貢	千 億	百 億	拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円

ただし、胆沢郡金ヶ崎町西根後千貫石15番1所在の県有財産（素材）

上記のとおり県有財産売払入札心得書等を承知の上入札します。

令和 年 月 日

入札者

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名)

(代表者名)

印

(印鑑登録印)

代理人

住 所

氏 名

印

(委任状使用印)

県南広域振興局長 菅原 健司 様

(注) 1 代理人が入札する場合、あらかじめ委任状を提出してください。

2 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名（押印は不要）を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、委任状使用印を押印してください。

委任状

私は、を代理人と定め、令和8年2月13日に執行される下記県有財産（素材）の売払いに係る一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

1 売払物件

所在地	種別	樹種	材長 (m)	径級 (cm)	総材積 (m ³)	本数 (本)
胆沢郡金ヶ崎町西根後千貫石 15番 1 (岩手県千貫石森林公園地内)	素材	スギ	4.00	18~44	301.702 m ³	1,199 本
	計				301.702 m ³	1,199 本

令和 年 月 日

受任者（代理人）

住 所

氏 名

印

委任者（入札者）

住 所

氏 名

印

（印鑑登録印）

県南広域振興局長 菅原 健司 様

（注）受任者（代理人）は、入札に使用する印鑑を押印してください。

[別紙 7]

保証金充当申出書（入札保証金／契約保証金）

令和 年 月 日

県南広域振興局長 菅原 健司 様

住 所

氏 名

印

下記県有財産（素材）の売払いに係る入札保証金（契約保証金）を、契約保証金（売買代金）に充當していただきたく申し出いたします。

記

1 売払（入札）物件

所在地	種別	樹種	材長 (m)	径級 (cm)	総材積 (m ³)	本数 (本)
胆沢郡金ヶ崎町西根後千貫石 15 番 1 (岩手県千貫石森林公園地内)	素材	スギ	4.00	18~44	301.702 m ³	1,199 本
	計				301.702 m ³	1,199 本

2 入札保証金（契約保証金）の額

円

〔契約保証金（売買代金）の額

円〕

[別紙8]

保証金還付請求書（入札保証金／契約保証金）

令和 年 月 日

県南広域振興局長 菅原 健司 様

住 所

氏 名

印

下記県有財産の売払いに係る入札保証金（契約保証金）を還付していただきたく請求します。

記

1 売扱（入札）物件

所在地	種別	樹種	材長 (m)	径級 (cm)	総材積 (m ³)	本数 (本)
胆沢郡金ヶ崎町西根後千貫石 15 番 1 (岩手県千貫石森林公園地内)	素材	スギ	4.00	18~44	301.702 m ³	1,199 本
	計				301.702 m ³	1,199 本

2 入札保証金（契約保証金）の額 円